

提出書類 (例)

※提出書類は市町村によって異なる場合がありますので、詳細は移住先市町村へお問い合わせください。

■全員が提出必要

- 写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
- 移住支援金交付申請書 (転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類)
- 移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し (移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し (確実に振込可能となる情報 (口座番号、名義人等) が確認できるものに限る。)
- 移住先の住民票 (世帯全員)

■東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要

- 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

■東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は、個人事業主のみ提出が必要

- 開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類)
- 個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)

■世帯向けの金額を申請する場合に提出が必要

- 移住元の住民票の除票の写し (申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

■移住支援金 (就業の場合) 申請者のみ提出が必要

- 就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

■移住支援金 (起業の場合) 申請者のみ提出が必要

- 起業支援金事業の交付決定通知書 (写し)

移住支援金の返還

移住支援金の支給を受けた方が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額または半額の返還が必要です。

返還区分		返還金額
転入市町村から他自治体へ転出した場合	移住支援金の申請日から3年未満	全額
	移住支援金の申請日から3年以上5年以内	半額
移住支援金の申請日から1年以内に就業先の法人を辞職した場合		全額
起業支援金事業の交付決定を取り消された場合		全額
虚偽の申請等が明らかになった場合		全額

※ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び移住支援金を支給した市町村が認めた場合は、この限りではありません。

お問い合わせ先

●移住支援金の申請に関すること (申請要件、申請手続など)

転入先市町村の担当課へお問い合わせください。 ※お問い合わせ先はP2下段を参照

●わくわく島根生活実現支援事業全般に関すること

島根県地域振興部しまね暮らし推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-6157 E-mail shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp

●島根県への移住に関する相談 (仕事のこと、暮らしのこと、支援制度のこと)

公益財団法人 ふるさと島根定住財団

【松江事務局】 〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3F
TEL 0852-28-0690 E-mail uiturn@teiju.or.jp

【石見事務所】 〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 シティバルク浜田2F
TEL 0855-25-1600 E-mail iwami@teiju.or.jp

【東京ふるさと定住・雇用情報コーナー】

TEL 0120-60-2357 E-mail soudan-tokyo@teiju.or.jp



令和4年度版

わくわく島根生活実現支援事業

島根県に

東京圏から 移住される方へ

移住支援金
60 or 100 万円
をサポート!!

さらに、子ども一人につき30万円を加算!
【例】お子どもが5人いる夫婦の場合 100万円+30万円×5人=250万円支給

しまねに
UIターン
するにゃ!



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島根県庁第7084号

東京23区 (5年以上在住者又は5年以上通勤者等) から島根県へ移住し、
下記に該当する方に移住支援金 (世帯: 100万円 (18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者
一人につき30万円を加算)、単身: 60万円) を支給する事業です。

※18歳未満の者への加算は令和4年4月1日以前に移住した方のみ対象となります。 ※予算がなくなり次第、受付を終了する場合があります。詳しくは転入先市町村の担当課までお問い合わせください。

くらしまねっと^(※)に本事業の対象として掲載された求人に応募、
又はプロフェッショナル人材事業等を活用して専門人材として

就職決定

(※) (公財)ふるさと島根定住財団が運営する移住支援情報ポータルサイト

東京23区在住等の会社員で、移住後も引き続き業務を

テレワークで実施

移住先の市町村で、移住前に地域と深い関わりのあった

関係人口と認められた方

起業支援金事業の交付決定を受けた方

島根県で起業予定

東京圏から
島根県に移住

転入先
市町村に
申請

移住支援金を支給

移住支援金の対象

移住支援金の支給対象者は、次に掲げる「(1) 共通要件」を満たし、かつ、「(2) 就業に関する要件」「(3) テレワークに関する要件」「(4) 関係人口に関する要件」「(5) 起業に関する要件」のいずれかに該当する者であることが必要です。加えて、2人以上世帯向けの金額100万円以上を申請する場合は、「(6) 世帯に関する要件」も満たす必要があります。

(1) 共通要件 次の①～③の要件の全てに該当する方が対象となります。

① 移住元の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または東京圏^{※1}（条件不利地域^{※2}を除く）から東京23区内に通勤していたこと。
- 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住または東京圏（条件不利地域を除く）から東京23区内に通勤していたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（※1） 東京圏／東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

（※2） 条件不利地域／

〔東京都〕 横原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、苗穂島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
〔埼玉県〕 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長寿町、小栗野町、東秩父村、神川町
〔千葉県〕 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑛市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鎌田町
〔神奈川県〕 山北町、真鶴町、清川村

② 移住先の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること。
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
〔実施自治体〕 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
※居住される市町村によっては、支援事業の一部が適用外の場合があります。詳しくは転入先市町村の担当課までお問い合わせください。

③ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他、島根県又は申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

申請時期・申請先

申請時期 次のいずれか

- 転入後3ヶ月以上1年以内、かつ、就業後3ヶ月以上経過後（就業）
- 転入後3ヶ月以上1年以内（テレワーク・関係人口）
- 転入後3ヶ月以上1年以内、かつ、起業支援金事業の交付決定を受けてから1年以内（起業）

申請先 移住先の市町村担当課（※詳しくは、各市町村の担当課までお問い合わせください）

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
松江市	定住企業立地推進課	0852-55-5215	川本町	まちづくり推進課	0855-72-0634
浜田市	定住関係人口推進課	0855-25-9511	美郷町	美郷暮らし推進課	0855-75-1212
出雲市	縁結び定住課	0853-21-6629	邑南町	産業支援課	0855-95-2565
益田市	連携のまちづくり推進課	0856-31-0173	津和野町	つわの暮らし推進課	0856-74-0092
大田市	まちづくり定住課	0854-83-8029	吉賀町	企画課	0856-77-1437
安来市	やすぎ暮らし推進課	0854-23-3179	海士町	交流促進課	08514-2-0017
江津市	地域振興課	0855-52-7926	西ノ島町	観光定住課	08514-6-1257
雲南市	うなん暮らし推進課	0854-40-1014	知夫村	地域振興課	08514-8-2211
奥出雲町	まちづくり産業課	0854-54-2524	隠岐の島町	地域振興課	08512-2-8570
飯南町	まちづくり推進課	0854-76-2864			

(2) 就業に関する要件

- 「くらしまねっと」に掲載された移住支援金の対象求人に対し新規就業された方
（公財）ふるさと島根定住財団の移住支援情報ポータルサイト「くらしまねっと」に移住支援金の対象として掲載された求人に対して、新規就業し、以下の就業要件に該当する方が対象となります。
《就業要件（次に掲げる事項の全てに該当すること）》
① 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
② 就業先が、移住支援金の対象法人として登録された法人であること。
③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3ヶ月以上在籍していること。
⑤ 求人への応募日が「くらしまねっと」に移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。
⑥ 就業先の法人に移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
⑦ 転勤、出向、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 専門人材^{※3}として新規就業された方
（※3） 専門人材／プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。
《就業要件（上記①、④、⑥、⑦及び次に掲げる事項に該当すること）》
● 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。



くらしまねっと
（しごとを探す）



(3) テレワークに関する要件

- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
● 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元の業務を引き続き行うこと。
● 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

- 移住希望先の地域や地域の人々との関わりを有する者のうち、移住先の市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項に該当すること。
● 移住先の市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

(5) 起業に関する要件

- 起業支援金事業^{※4}の交付決定を受けていること。
（※4） 起業支援金事業／島根県商工会連合会が、社会的事業による起業をしようとする移住者又は県内在住者に対して補助金を交付し、県内における社会的起業の促進を図る事業をいう。

(6) 世帯に関する要件（2人以上世帯向けの金額100万円を申請する場合のみ）

- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
● 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
● 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
● 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3ヶ月以上1年以内であること。
● 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

移住支援金交付までの流れ（例）

〔テレワーク・関係人口の場合〕
移住後3ヶ月以上経過後、移住先市町村へ移住支援金の申請手続き⇒支援金支給

